

官業民営化等WGヒアリング調査票(その他の検査・検定、監視等)

[所管省庁名: 外務省]

1. 名称	本省各部局に対する監察業務、在外公館に対する査察業務
2. 根拠法令	外務公務員法第16条、同第26条、査察使に関する外務省令、外務省組織令第15条、外務省組織規則第1条、監察査察官に関する訓令
3. 実施主体	国(外務省)
4. 従事者数	約20名
5. 予算額	88, 110, 000円(平成16年度)
6. 事業の内容	外務省本省及び在外公館における事務が適正に行われているかどうかを調査及び検査し、必要な改善策を提言すること。
7. 民間移管の 具体的内容	なし
8. 更なる民間開放 についての見解	別紙参照

◆ 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（中間とりまとめ別紙2意見）のある情報は、情報公開法において非開示情報とされるが、非開示情報を扱う業務であることと「民間開放には馴染まな」いことの論理的関係についてご説明願いたい。

（答）

1. 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」のある情報については、情報公開法上の不開示情報であるから「民間開放にはなじまない」のではなく、そもそもそのような情報は民間開放にはなじまないと考えている。

2. 監察査察業務が民間開放に馴染まないのは、高度な守秘義務が要求されること、政策面、人事面等において判断の余地が大きいことなどによるものである。

◆ 「守秘義務が履行されない場合に失われる利益は回復不可能な重大なもの」（中間とりまとめ別紙2意見）とは、具体的にいかなる利益の喪失を想定しているのか。

（答）

1. 監察査察業務において守秘義務違反が発生した場合、国の安全が害されること、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれること、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ることといった重大な危険性が存在する。

2. また、監察査察業務は個々の職員からのヒアリングに重点を置いているが、職員から忌憚のない意見等を聴取するためには、自ら述べた意見等が外部に漏れることがないことについての信頼関係がなければ業務を遂行できない。仮に守秘義務が犯された場合、それ以降は上記のような信頼が大きく揺らぎ職員からの忌憚のない意見の聴取は不可能となり、ひいては監察査察制度自体が有効に機能しなくなる恐れが強い。

◆ 仮に国家公務員法上の守秘義務と同等の守秘義務を民間事業者に課したとしてもなお、公務員の方が秘密保持に長けていると考える理由は何か。

(答)

1. 当省は、民間事業者に比して「公務員の方が秘密保持に長けている」という趣旨の意見は提出していないが、仮に国家公務員法上の守秘義務と同等の守秘義務を民間事業者に課した場合を想定したとしても、民間事業者に対して国家公務員法上のものと同等の守秘義務を負わせるための具体的な立法形態、内容等が明らかではなく、仮定のケースについてお答えすることは困難である。

2. いずれにしても、監察査察業務においては、高度な守秘義務が要求されること、政策面、人事面等において判断の余地が大きいことなどから、あくまで当省の組織内部の統制行為として公務員としての当省職員が実施する必要がある。

◆ 外務省職員による監察査察では身内に甘くなるのではないかと、との疑問に対する貴省の見解をお伺いしたい。

(答)

監察査察業務においては、客観性、公平性、及び中立性を確保するために、検事、公認会計士（国家公務員に任期付で採用）等の外部専門家を業務に参加させており、「身内に甘くなるのではないかと」の疑問は当たらないと考えている。

(参考)

(1) 平成13年12月から任期付職員採用制度を活用して公認会計士を採用しているほか、併任検事1名及び東京地方検察庁からの出向者が監察査察業務に従事している。

(2) 平成14年4月、監察及び査察に関する事務を総括整理する監察査察官に現職検事が就任した。

◆ 当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

(答)

1. 査察使については、外務公務員法第16条第1項において、「外務大臣は・・・外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。」と規定されており、査察使に関する省令（昭和27年外務省令第21号）においても同趣旨の規定が存在する。また、査察補佐官については、上記省令第3条において、「外務大臣は、外務公務員の中から査察補佐官を任命し、査察使に随行させることができる。」と規定されている。

2. 監察官については、監察査察官に関する訓令（平成14年大臣訓令第18号）において、「監察査察官は、・・・公正かつ誠実に監察を行わなければならない」と規定されている。また、監察査察官は外務省組織令（平成12年政令第249号）第15条に基づき設置されている政令職であり、任命を受けるのは当然外務公務員である。

3. このように、査察使、査察補佐官及び監察査察官を外務公務員の中から任命することが規定されている趣旨は、監察査察業務は、政策面、人事面等における判断の余地が大きいこと、高度の保秘が要求されること等から、当省の組織内部の統制行為として実施することを想定しているためと考えられる。

以上

監察査察の業務について

平成16年10月
外務省監察査察室

- 参考1：外務省の組織と活動について
参考2：監察査察の業務について（イメージ図）
参考3：関係法令

第1 査察

査察とは、査察使が在外公館における事務が適正に行われているかどうかを調査及び検査し、必要な改善策を提言することをいう。査察に関する外務公務員法第16条の規定を受けて「査察使に関する省令」が制定されており、この中で査察業務の内容を定めている。

1. 査察使及び査察補佐官の任命

外務大臣が外務公務員のうち適当と認めた者を査察使として派遣しており、査察使には組織・人事管理の経験を有し、かつ、外交実務に精通しているとの観点から査察担当大使等の現役外務省員が主として任命されてきている。

また、査察使1人について3人を超えない範囲で査察補佐官を任命できることとなっている。（従来、課室長レベル1名、会計を専門とする企画官・課長補佐レベル1名の2名が任命されてきたが、最近は、後述のとおり外部専門家1名が任命されている。）

2. 査察使の任務

査察使は以下の事項について公平且つ誠実に査察を行い、その結果を帰任した日から3週間以内に外務大臣に文書で報告することとなっている。

- (1) 在外公館の活動及び運営状態
- (2) 在外公館の経理状態
- (3) 在外公館に勤務する外務公務員の能率、研修及び服務状態
- (4) 外務大臣から特に命ぜられた事項

3. フォローアップ

外務大臣は、査察報告に基づき必要と認める措置を執らなくてはならないことになっている。

4. 査察制度の強化

外務省改革の一環として平成13年9月から、公認会計士等外部専門家の参加を得て、全在外公館に対する査察をできるだけ早期に実施することを目指して「特別集中査察」を行っており、平成13年9月以降計46回142公館に対して査察を実施した（査察対象189公館中）。

第2 監察

監察とは、外務省本省における事務が適正に行われているかどうかを調査及び検査し、必要な改善策を提言することをいう。一連の外務省不祥事を受け、不正と疑惑を根絶するための厳正な仕組みをつくることを目的として創設された制度であり、平成13年12月から実施されている。

1. 実施主体及び任務

監察査察官は、監察査察室長及び同室員を指揮し、下記の事項について公正且つ誠実に監察を行い、終了後は遅滞なくその結果を外務大臣に文書で報告することとなっている。

- ア 外務本省の活動及び運営状態
- イ 外務本省の経理状態
- ウ 外務本省に勤務する外務公務員の能率、研修及び服務状態
- エ 外務大臣から特に命ぜられた事項

2. フォローアップ

外務大臣は、監察報告に基づき、部局の長に対し、必要と認める措置を命ずることができる。監察査察官は、措置を命じられた部局の長に対し、その実施状況について報告を求めることができる。

第3 監察・査察制度の強化

一連の外務省改革の中で以下の通りの強化策を講じている。

1. 監察・査察への外部専門家の参加

平成14年4月、監察及び査察に関する事務を総括整理する監察査察官に検事が就任した。これより先に、元最高裁判事が監察査察担当の外務省参与に任命された（平成13年9月）。

さらに、平成13年12月から任期付職員採用制度を活用して公認会計士を採用しているほか、併任検事1名及び東京地方検察庁からの出向者が監察査察業務に従事している。

このように外部の専門家が業務に従事することにより、公平性・中立性を確保しつつ、その知見を活かして第三者の目で本省の組織のあり方を見直すことが可能となっている。

2. 省員からの意見の収集

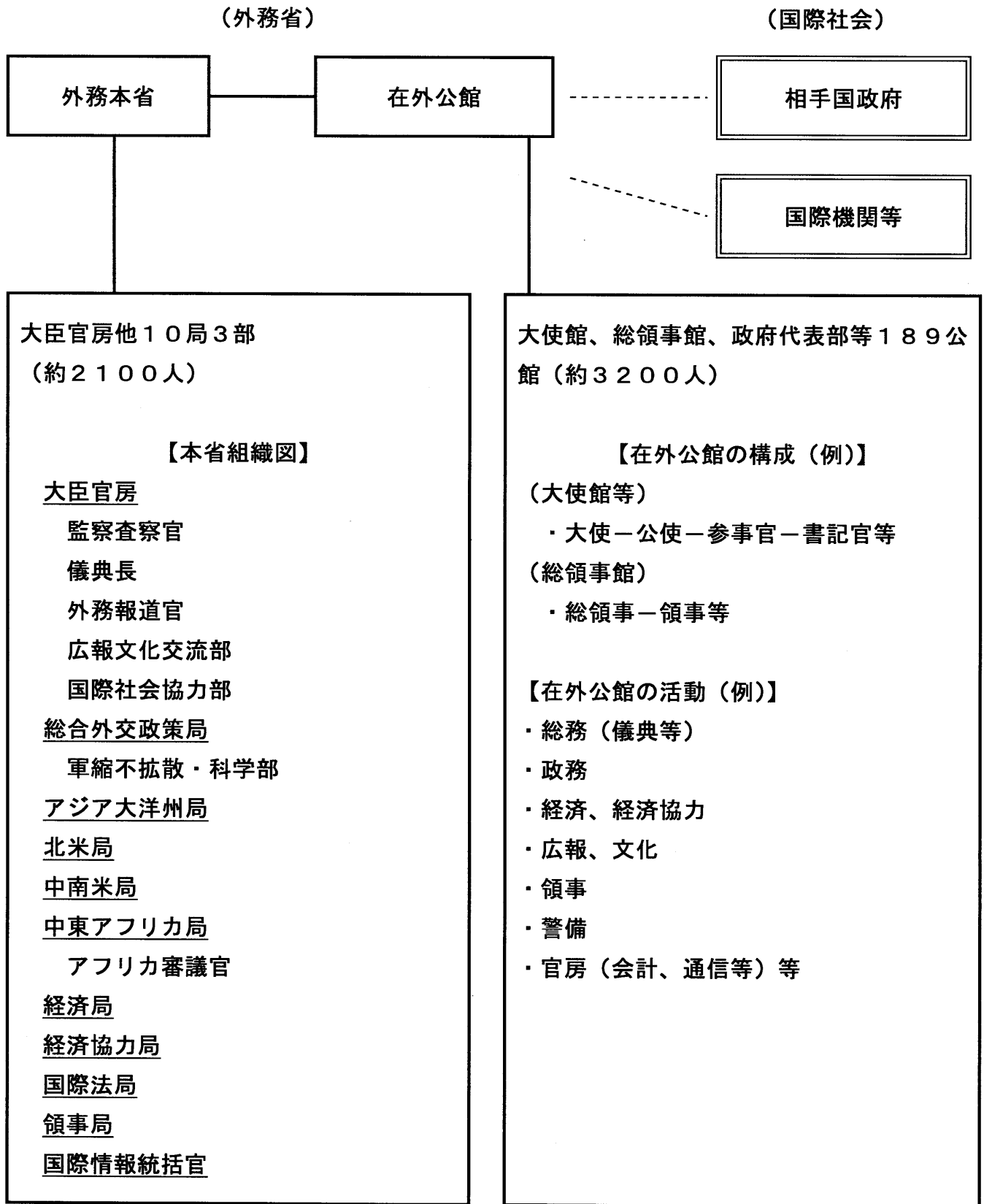
平成14年8月1日に設置された「監察査察意見提案窓口制度」（職員からメール等により監察・査察に関する意見を受付ける制度）や在外公館職員に対する勤務状況調査等を通じて、本省及び在外における業務運営・経理面での問題などについて職員から広く意見を吸い上げる努力をしている。

3. その他の監察・査察の業務

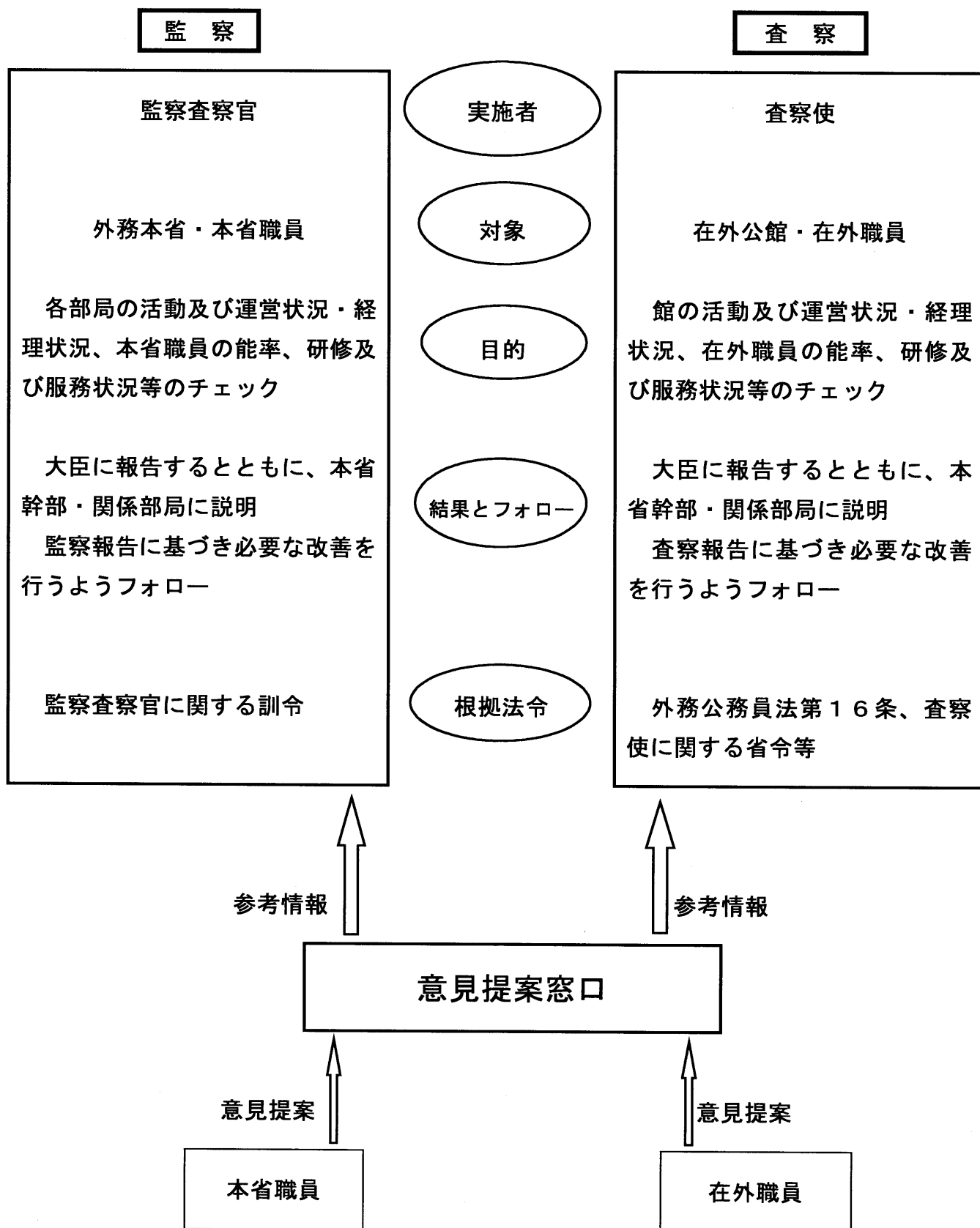
以上のような業務に加えて、本省及び在外公館等における経理面や業務遂行面での問題などについて随時調査及び右調査に基づく改善策の提案等を実施している。

(了)

外務省の組織と活動について



監察査察の業務について (イメージ図)



○ 外務公務員法 (抄)

昭和二十七年三月三十一日号外
法律第四十一号

(査察)

第十六条 外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を遅滞なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基き必要と認める措置を執らなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、査察に関し必要な事項は、外務省令で定める。

註 四項の「外務省令」は、査察使に関する省令

(政令及び外務省令)

第二十六条 外務大臣は、第十七条「勤務条件に関する行政措置の要求」第三項及び第二十一条「懲戒処分についての不服申立て」の規定に基く政令案の立案並びに第十条「選考による外務職員の任命」、第十一条「外務職員の昇任」、第十四条「勤務成績の評定」、第十五条「研修」、第十六条「査察」第四項及び第二十三条「休暇帰国」第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれをしなければならない。

本条は、一部改正(昭和三十七年九月法律第六号)

○ 査察使に関する省令

〔昭和二十七年八月十六日〕
〔外務省令第二十一号〕

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十六条第四項の規定に基づき、査察使に関する省令を次のように定める。

査察使に関する省令

（査察使の任命及び派遣）

第一条 査察使は、外務省本省に勤務する外務公務員の中から任命し、在外公館に定期的に派遣するものとする。

2 外務大臣は、特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、在外公館に勤務する外務公務員の中から査察使を任命することができる。

3 外務大臣は、特別の事情により必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、特定の在外公館に臨時に査察使を任命して派遣することができる。

（査察使の任務）

第二条 査察使は、次の各号に掲げる事項について公平かつ誠実に査察を行い、その結果を、帰任した日から三週間以内に外務大臣に文書で報告しなければならない。

一 在外公館の活動及び運営状態

二 在外公館の経理状態

三 在外公館に勤務する外務公務員の能率、研修及び服務状態

四 外務大臣から特に命ぜられた事項

2 前条第二項及び第三項の規定に基づいて派遣される査察使の任務は前項の規定にかかわらず、別に外務大臣が定めることができる。

（査察補佐官の任命及びその任務）

第三条 外務大臣は、外務公務員の中から査察補佐官を任命し、査察使に随行させることができる。

2 査察補佐官は、査察使の命を受け、査察使の任務の遂行を補佐するものとする。

3 査察補佐官は、査察使一人について三人を超えないものとする。

（機密保持）

第四条 査察使及び査察補佐官は、その任務の遂行に当たつて知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その任務の終了後といえども同様とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成十二年十一月二十八日外務省令第十一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

監察査察官に関する訓令
(平成14年大臣訓令第18号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、外務省組織令(平成12年政令第249号)第15条第2項に規定する監察査察官の職務の範囲等を定める。

(監察及び査察の定義)

第2条 監察とは、外務省本省における事務が適正に行われているかどうかを調査及び検査し、必要な改善策を提言することをいう。

2 査察とは、外務公務員法(昭和27年法律第41号)第16条第1項及び査察使に関する省令(昭和27年外務省令第21号)に基づき、査察使が在外公館における事務が適正に行われているかどうかを調査及び検査し、必要な改善策を提言することをいう。

(監察査察官の任務等)

第3条 監察査察官は、監察及び査察に関する事務を総括整理し、その実施方針、実施計画等を策定する。

2 監察査察官は、監察査察室長及び同室員を指揮し、下記の事項について公正かつ誠実に監察を行わなければならない。

- 一 外務本省の活動及び運営状態
- 二 外務本省の経理状態
- 三 外務本省に勤務する外務公務員の能率、研修及び服務状態
- 四 外務大臣から特に命ぜられた事項

3 監察査察官は、前項の監察を終了したときは、遅滞なく、その結果を外務大臣に文書で報告しなければならない。

4 外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基づき、部局の長に対し、必要と認める措置を命ずることができる。

5 監察査察官は、前項の措置を命じられた部局の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

6 監察査察官は、査察の実施方針、実施計画等を策定するため、査察使から査察の結果を聴取し、意見を求めることができる。

7 前項の規定は、監察査察官が自ら査察使となることを妨げない。

(協力義務等)

第4条 監察の対象となった部局の職員は、監察査察官及びその指揮を受けた職員から書類の提出、説明等を求められたときは、これに協力して誠実に対応しなければならない。在外公館及び監察の対象となっていない部局について監察査察官が監察に必要であると判断したときも、同様とする。

2 監察査察官及びその指揮を受けた職員は、その職務を行うに際し、公正かつ誠実にその権限を行使し、これを濫用して個人の自由及び権利を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(機密保持)

第5条 監察査察官、監察査察室職員その他の監察又は査察を行う職員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務終了後といえども同様とする。

(情報提供者の保護)

第6条 監察査察官、監察査察室職員その他の監察又は査察を行う職員は、監察又は査察に資する情報の提供を受けたときは、提供者の氏名等個人を特定できる情報及び提供された情報の内容について秘密を守り、当該提供者の名誉又は信用を害するような行為をしてはならない。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、監察又は査察の実施に必要な事項は、監察査察官が定める。